平成２３年（フ）第８９号
神奈川県中郡二宮町百合が丘３丁目６番13号３
債務者　兵藤　令子
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７７６号
新潟県燕市吉田弥生町18番27号　コーポ弥生Ｂ２
債務者　五十嵐美枝子
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４２号
新潟市東区中山２丁目３番12号
債務者　野崎　昭子
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７号
岐阜県中津川市加子母2093番地４
債務者　佐藤久美子
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第５６号
静岡県三島市徳倉４丁目36番29号
債務者　大川　勝善
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第５７号
静岡県三島市徳倉４丁目36番29号
債務者　大川壽美江
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１８号
愛知県江南市藤ケ丘６丁目１番地４　江南団地60棟304号
債務者　和田久美子
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４３号
愛知県江南市尾崎町上田70番地
債務者　中上　誠治
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第５６号
愛知県江南市古知野町宮裏78番地
債務者　鎌田　忠好
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第５９号
愛知県江南市赤童子町大間261番地１　シティーコーポ大間402号室
債務者　佐曽利吏佐（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第２３号
三重県松阪市鎌田町196―34　丸二マンション105号、住民票上の住所三重県津市久居新町998番地
債務者　中谷　友子
1　決定年月日時　平成23年３月３日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第１３５１号
堺市堺区少林寺町西３丁２番21号
債務者　臼井日登志
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５７５号
大阪府河内長野市三日市町237番地の４
債務者　湯浅　孝子
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９５６号
堺市北区東雲東町２丁２番２―304号
債務者　野田百合子
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２０３３号
堺市北区中百舌鳥町６丁998番地３　中百舌鳥公園団地３号棟1022号室
債務者　吉田久美子
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２０４７号
大阪府富田林市高辺台３丁目２番１―204号
債務者　奥野　孝子（旧姓御荘）
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９８号
堺市東区丈六57番地１　ヒカリハイツドイ１号館205号
債務者　山際　睦子
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係